

## 個別分野の規制改革の進展について

令和 4 年 6 月 20 日

事務局

これまでに進捗があった主な個別分野の規制改革等は以下の通り。

**1. 都市公園における駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた周知**

要望：「公募設置管理制度」（以下、Park-PFI）を活用した都市公園への駐車場屋根置き太陽光発電設備等の導入は、災害時の電源確保及び収益の一部還元による公園整備という観点からも有効であると考えられるが、必ずしも正しい情報が地方公共団体に周知徹底されておらず、導入の障壁となっている。そこで、駐車場屋根置き太陽光発電設備が、駐車場の付属物として都市公園法施行令上の公園施設に含まれ、また Park-PFI の公募対象公園施設に含まれることを、地方公共団体や事業者にも周知すべき。

**<対応の内容：国土交通省>**

都市公園への再エネ発電施設の導入及び Park-PFI の活用について、駐車場屋根置き太陽光発電設備も駐車場の付属物として都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 5 条に規定されている公園施設に含まれること、また、Park-PFI の公募対象公園施設に含まれることを明示するなど、地方公共団体や事業者に対して周知し、内容を公表した。

（以下、令和 4 年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料より抜粋）

**1. 都市公園における再エネ発電施設の整備**

都市公園に公園施設として設置される太陽電池発電施設等の再エネ発電施設（環境への負荷の低減に資する発電施設）の整備は、国において従前から補助対象施設として社会資本整備総合交付金等により支援してきたところである。

特に避難地や防災拠点となる防災公園では、通常の電力供給が途絶した際の代替施設として、避難者の適切な誘導等のための照明や情報の送受信を行うスマートフォン等を充電する際の電源等となるものであり、災害時の機能・役割を十分に発揮するという観点から、整備の検討をお願いしたい。

なお、予算支援の範囲については、公園管理上必要な分として年間を通じたピーク時の電力消費量を賄える範囲を上限とするが、防災公園では災害時の機能・役割を見据えて必要と推計される電力消費量までを含み得ると考えている。また、ピーク時の電力消費量等を踏まえた整備を行うことで余剰電力が生じることがありえるが、支援額を限度として国庫に納付することを前提に、当該電力を売却することも可能であると考えている。

また、都市公園において、緑のオープンスペースを保全しつつ、敷地内に太陽電池発電施設を設置する方法として、駐車場の上部空間の活用（駐車場の屋根上部に太陽電池発電施設を設置。屋根と太陽電池発電施設が一体である場合を含む）が考えられるので、積極的な検討をお願いしたい。

## 2. Park PFI による再エネ発電施設の導入

Park-PFI（公募設置管理制度）は、都市公園において飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置と当該施設の収益を活用して周辺の園路、広場等（特定公園施設）の整備を一体的に行う事業者を公募により選定する制度である。公園施設として設置される太陽電池発電施設等の再エネ発電施設は、この Park-PFI において、公募の際の公募設置等指針に特定公園施設として明記することにより、その整備費の一部に Park-PFI 事業者の資金を導入することが可能であるので、官民連携により効率的に再エネ発電施設の導入を推進する方策として検討をお願いしたい。また、1. の駐車場の上部空間の活用（駐車場の屋根上部に太陽電池発電施設を設置。屋根と太陽電池発電施設が一体である場合を含む）において、これらを駐車場の付属物として公募対象公園施設である公園施設（有料駐車場）に含めて設置の推進を図ることも考えられるので、あわせて検討をお願いしたい。

周知文書の全体版は以下のとおり。

[https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko\\_shisaku/kobetsu/令和4年度全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料抜粋.pdf](https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/令和4年度全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料抜粋.pdf)

## 2. バイオマスボイラーの遠隔制御監視基準の見直し

要望：遠隔によるボイラーの監視及び制御について、現行の「ボイラーの遠隔制御基準等について」（基発第 0331001 号）により、遠隔監視室における監視制御の基準及び、遠隔監視室以外の場所における監視装置による監視についての基準が示されているが、後者についてはガス炊き及び油炊きボイラーについてのみ基準が明示されており、バイオマスボイラーについては基準が明確に示されていない。バイオマスボイラーについても適切な保安環境を確保する事を前提に、監視装置による遠隔監視について基準を明確化して周知すべき。

### <対応の内容：厚生労働省>

専門家による技術的検討を経て、遠隔監視室以外の場所で監視装置による監視が行われるボイラーとして、ガスだき、油だきに加えて、バイオマスボイラーにも基準を適用すべきとの結論を得た。これを踏まえて通達を改正し、「ボイラーの遠隔監視室における監視制御についての基準（令和4年4月21日 基発0421第3号）」を都道府県労働局長宛てに発出するとともに、厚生労働省ホームページに掲載した。

改正内容は以下のとおり。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220426K0010.pdf>

### 3. 地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方の見直し （「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」の改訂）

要望：FIT 申請する際の地熱発電に関する源泉のモニタリングについて、2017 年 4 月 1 日以降に、温泉法第 8 条第 1 項に基づく工事の完了に関する届出を行った井戸を用いて行う地熱発電については、1 年間のモニタリングのデータを提出することを求めている。現行のガイドラインでは、掘削許可を受ける 1 年前からのデータの提出が求められているが、掘削が始まるかなり前からモニタリングが必要となり時間を要している。掘削許可を受ける 1 年前からではなく、掘削開始前 1 年間のモニタリングデータの提出も可能とすべき。

#### <対応の内容：経済産業省>

「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」を改訂し、FIT/FIP 認定申請の際に提出を求める地熱発電に関する源泉のモニタリングデータの期間に関して、2022 年 4 月 1 日以降に温泉法第 3 条第 1 項に基づく掘削許可を受けた井戸のみを用いて行う地熱発電については、現行の「掘削許可を受ける 1 年前からのデータ」に加え、新たに「掘削工事着手日 1 年前からのデータ」も認める運用に変更した。

改訂されたガイドラインは、以下のとおり。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_geothermal.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_geothermal.pdf)

### 4. 官庁営繕事業における ZEB の取組

要望：脱炭素化に向け、公共建築物においては、率先して ZEB やそれ以上の省エネルギー性能を実現していくことが求められている。そのため、各府省庁や地方公共団体等における ZEB の実現に寄与するため、先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有するとともに、得られた技術情報を基に、官庁施設整備に適用する基準類の見直しを行うべき。

#### <対応の内容：国土交通省>

「公共建築物（庁舎）における ZEB 事例集」を作成・公表し、得られた情報等を参考に「官庁施設の環境保全性基準」を改定。

#### 1 「公共建築物（庁舎）における ZEB 事例集」の作成・公表（令和 4 年 3 月 28 日）

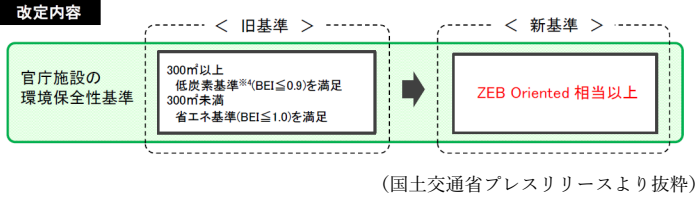
公共建築物（庁舎）において ZEB を実現した事例 5 件をまとめた「公共建築物（庁舎）における ZEB 事例集」を作成し公表。



#### <掲載された 5 事例>

- ・福島県須賀川土木事務所庁舎
- ・高島市役所庁舎
- ・開成町新庁舎
- ・美幌町役場新庁舎
- ・大阪第 6 地方合同庁舎（仮称）

2 「官庁施設の環境保全性基準」の改定（令和4年3月25日）  
事例集作成過程で得られた技術情報等を参考に「官庁施設の環境保全性基準」を改定（令和4年3月25日）し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能として、政府実行計画に基づき、新築する場合は原則 ZEB Oriented 相当以上とすることを規定した。（令和4年4月1日より適用）



事例集及び環境保全性基準の内容は、以下のとおり。  
[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk8\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk8_000007.html)